

令和2年2月21日策定
同3月27日改定
同4月 3日改定
同4月 9日改定

「新型コロナウイルス市内感染のまん延防止に係る取り組み方針」の見直しについて

令和2年4月3日に見直しを行った標記の方針につき、次のとおり見直しを行うものとする。

1 目的

新型コロナウイルスの市内感染まん延防止を図るとともに、まん延を想定した医療提供体制の整備や大規模なクラスター対策を実施することとする。また、重症化しにくいように市民の健康増進を推進する。

2 市主催事業・イベント等の開催必要性の検討及び感染予防対策について

市が主催する事業・イベント等については、感染拡大の防止という観点から、原則として令和2年8月31日まで、中止または延期とする。（準備行為を含む）

3 公共施設等の休館等の検討及び感染予防対策について

公共施設については、原則として令和2年5月31日まで休館することとする。6月1日以降の開館については、感染拡大の状況を踏まえ、あらためて決定することとする。

指定管理者制度を導入する施設についても、原則として同様の対応について協力を要請する。

4 職員の感染防止

職員においては、風邪や季節性インフルエンザ等の感染予防と同様に、自身の感染及び市民への感染防止を図るため、業務に支障のない範囲で、咳エチケット（マスクの着用等）や手洗い・手指消毒等を徹底するとともに、厚生労働省通知の趣旨を踏まえ、発熱等の風邪症状がみられるときは、休暇を取得する等外出を控えるとともに毎日体温を測定し記録する。

なお、所属においては、職員が休みやすい体制を整える。

服務上の取り扱いについては、3月5日付け職員課長通知を参照する。

5 市民の健康増進の推進

不要不急の外出自粛等の状況において、市民に対しては広く家庭等でもできる健康増進の取り組みを健康増進部局に限らず、各部門における様々な機会を捉え、周知・啓発することとする。

6 その他

本方針は、今後の感染の広がりや重症度を見ながら適宜見直しを行う。

令和2年4月9日
佐藤 光